

船橋市リハビリテーション検討会議設置要綱

(設置)

第1条 本市のリハビリテーションサービスにおける市民のライフステージに即した連続性のあるサービスを提供していける体制を整えることを目的として、庁内関係部局の連携の促進を図り、必要な情報交換、意見交換及び資料の提供を行うため、船橋市リハビリテーション検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

(組織)

第2条 検討会議は、別表に掲げる所属の所属長から推薦を受け、議長が指名する者をもって組織する。

2 所属長から推薦を受ける者は、次の職種を有する者とする。（理学療法士、作業療法士、言語相談員（言語聴覚士）、物理療法士、臨床心理士、心理発達相談員及び保育士）ただし、議長が必要があると認めるときは、その限りでなく指名することができる。

3 検討会議の議長は、療育支援課長をもって充てる。

(議事)

第3条 検討会議は、必要に応じて議長が招集し、議事を整理する。

2 検討会議及び事務局は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(作業部会)

第4条 議長は、必要に応じて作業部会を設けることができる。

(事務局)

第5条 検討会議の事務局は、療育支援課において行う。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要なことは別に定める。

附則

この要綱は、平成21年3月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表

船橋市リハビリテーション検討会議会員

委 員
健康政策課 地域包括ケア推進課
健康づくり課
障害福祉課（身体障害者福祉センター・身体障害者福祉作業所太陽）
療育支援課（こども発達相談センター・簡易マザーズホーム）
療育支援課（事務局）